

ねりま後見人ネットだより

第 15 号

発行／平成 31 年 3 月

発行／練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりま

TEL : 03-5912-4022 FAX : 03-3994-1224

E-mail : kenri@neri-shakyo.com



練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）になっている方、成年後見人等になる予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

その一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務のお役に立ていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。

成年後見制度に関する講演会のご報告



講師の池原毅和弁護士

平成 31 年 1 月 23 日（水）区民産業プラザ Coconeri 3 階研修室にて『成年後見制度における意思決定支援の理念と問題点』の講演会を開催しました。

この講演会は、社会貢献型後見人養成研修の区民公開講座として実施しているもので、好評につき、今年も弁護士の池原毅和先生に上記テーマについてお話をいただきました。

当日は、地域包括支援センター職員の参加も多く、『ねりま後見人ネット』メンバーの方を含め 58 名の方にご参加いただきました。

講演では、成年後見制度の概要と諸外国との違い、また、障害者権利条約、消費者保護法といった関連法にも触れながら、現行の課題や意思決定支援の理念についてご説明いただきました。身近な具体例を交えつつ、「能力」とはそもそも何か、「意思決定支援」とはどのようにあるべきかといったお話に、参加された方からも、「制度の根本について考えさせられた」

「難しい制度のことも、わかりやすい例えで理解できた」などの感想が寄せられました。

今回の講演会その他、今年度も社会貢献型後見人養成研修の公開講座に、多くの方にご参加いただきました。

次年度以降も、一部を公開講座として『ねりま後見人ネット』メンバーの皆さまをはじめ、地域に向けて発信していく予定ですので、是非ご活用ください。



当日の会場の様子

ほっと情報

家庭裁判所との連絡方法や流れについて

成年後見制度を利用するためには、管轄の家庭裁判所に連絡をし、申立を行います。区民の皆さまからの質問として、どのように家庭裁判所とやりとりをすればいいのか、どんな時に連絡をするのかという疑問が多く寄せられており、今回は改めて、申立から受任後までにどんな連絡が必要で、どのようなやりとりになるか簡単にまとめたいと思います。問い合わせ先等、不明な点は東京家庭裁判所ホームページ「後見サイト」をご参照いただくか、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」までお問合せください。

※東京家庭裁判所への連絡方法になります。その他、管轄の家庭裁判所によっては対応が異なる場合がございますのでご注意ください。

1、申立時の流れ



①申立資料の作成

申立資料の様式は東京家庭裁判所後見センター窓口、東京家庭裁判所ホームページ「後見サイト」よりダウンロード、もしくは東京家庭裁判所後見センターへ郵送請求にて取り寄せ可能です。窓口、郵送についても特に事前の連絡は不要です。

②家裁への連絡

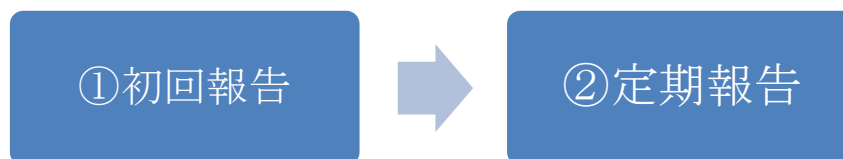
申立資料が揃ったら、原則、家庭裁判所に面接の予約が必要となります。下記連絡先まで電話して面接の予約を行います。予約後、面接の3日前までに届くように家庭裁判所に郵送にて申立資料を送付します。

＜電話予約先＞東京家庭裁判所本庁後見センター：03-3502-5359 又は、
03-3502-5369

③家裁での面接

予約した日時で面接を受けます。面接では家庭裁判所の職員が提出書類を確認し、本人状況の確認等を行います。面接後は、家庭裁判所で審判手続きを進めていきます。

2、受任後の連絡



① 初回報告

後見人に選任されたら、家庭裁判所から決められた提出期限までに本人の財産の内容及び収入や支出の状況を調査のうえ、資料を添えて「財産目録」と「年間収支予定表」を提出します。この際、資産の調査等で提出が遅れる場合は、必ず期限前に連絡票^{※1}に①提出が間に合わない理由、②提出が可能になる見込みの年月日を記載の上、家庭裁判所まで送付してください。

※1 家庭裁判所への連絡方法に用いるもの。様式は、東京家庭裁判所ホームページ「後見サイト」からダウンロードするか、親族後見人等に渡される成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック（Q＆A付き）からコピーして使用します。また、同内容の書式をA4判の用紙を用いて作成して提出しても問題ありません。

②定期報告

後見人等は、民法の規定により監督人又は裁判所に対し後見等事務の報告と財産目録の提出が義務付けられています。東京家庭裁判所では、後見人等は初回報告後、原則として年に1回あらかじめ定められた報告時期に「後見等事務報告書」と「財産目録」及びそれらの資料を自主的に提出することになっていますが、監督人が選任されている場合は提出時期や提出方法、提出書類については監督人の指示に従うことになります。

定期報告については、指定された時期に必要な資料を提出することになり、特に事前の連絡はなく自主的に期限に間に合うように提出が必要となるため注意が必要です。こちらも、期限内に提出が難しい場合は、必ず期限前までに初回報告同様、連絡票に①提出が間に合わない理由、②提出が可能になる見込みの年月日を記載の上、家庭裁判所まで送付してください。

注意！

後見業務における裁判所への連絡については、**原則「連絡票」を用いて行われます。**電話や窓口での問合せをしても、その場での対応が難しいことから、別に連絡票を提出いただくことになります。後見業務に疑問が生じた場合や、連絡が必要な場合は「連絡票」をご利用ください。

こういった場合に連絡をすればいいかわからない場合はお気軽に、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」までご相談ください。



ま・め・ち・し・き



面倒な相続手続きが、速く便利に！「法定相続情報証明制度」

平成 29 年 5 月 29 日から全国の登記所（法務局）で、各種相続手続きに利用することが出来る「法定相続情報証明制度」が始まりました。この制度を利用することで、各種相続手続き（不動産の相続登記、預貯金の相続手続、保険の請求・名義変更手続、有価証券の名義変更手続等）で戸籍謄本の束を出す代わりに、登記所が交付する「法定相続情報一覧図」を各機関に提出することで手続きができるようになりました。（※）

この制度の利用には、被相続人（亡くなられた方）の戸籍謄本・住民票（除票）や相続人の戸籍謄抄本等手続きに必要な書類を収集し、申出人（相続の代表となって手続きを進める方）が法定相続情報一覧図を作成し、登記所に保管の申出をする必要があり、登記所では 5 年間保管されます。この間は法定相続情報一覧図の写しが無料で交付されます。

（提出した戸籍謄本などは交付の際に返却されます）複数必要な時は再交付もされます。

この手続きそのものを弁護士・司法書士・税理士・行政書士等の資格代理人に依頼することもできます。

被後見人（被保佐人・被補助人）が相続人であるとき、相続手続きがいくつもある場合、手続きが同時に進められ時間短縮につながります。ただし、保佐人、補助人が手続きする場合は相続手続きの代理権が付与されていることが必要です。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会下さい。

手続き方法・必要書類・その他詳細については、法務局ホームページを参照いただくか、お近くの法務局にお問い合わせください。

練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター ほっとサポートねりまでは、親族後見人の方からの個別相談をお受けしています。ご自身が行っている後見業務に不安を感じたり、何かお困りのことがございましたら、ぜひご相談ください。

**練馬区社会福祉協議会 権利擁護センター
ほっとサポートねりま**

住所：練馬区豊玉北 5-14-6 新練馬ビル 5 階

TEL：03-5912-4022 FAX：03-3994-1224

E-mail：kenri@neri-shakyo.com

相談受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15【祝日、年末年始を除く】